通報先一覧（50音順）

	法律名	通報先	処分・勧告を行う権限を有する事務内容
あ	空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十七号）	建築住宅課	（第14条）特定空家等に対する措置についての勧告等
	悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）	環境課	（第８条）当該事業場を設置している者に対し、悪臭原因物を発生させている施設の運用の改善、悪臭原因物の排出防止設備の改良その他悪臭原因物の排出を減少させるための措置を執るべきことを勧告することができる。
か	介護保険法（平成九年法律第百二十三号）	長寿介護課	地域密着型サービス提供事業所で、人員・設備の基準違反、介護給付費の不正請求、その他運営について不適切な運用が行なわれる場合
	学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）	学校教育課	（第17条、第144条）学齢児童の保護者に対する就学義務の履行、督促及び罰則処分。 （第20条、第145条）学齢児童又は学齢生徒を使用する者がその児童生徒の義務教育を妨げた時の罰則処分。
	家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）	生活安心課	販売事業者への立入検査・報告徴収・指示・公表等の事務
け	計量法（平成四年法律第五十一号）	生活安心課	特定商品の量目立入検査等の事務
	下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）	下水道課	排水設備の設備等に関すること。 排水設備の指定工事店に関すること。 下水道使用料に関すること。 特定事業場からの排水に関すること。
	原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）	危機管理課	（第27条の2)避難のための立退き、屋内への退避・待避、その他の緊急に安全を確保するための措置を指示
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）	建築住宅課	（第19条）対象建設工事受注者に対し、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施に関し必要な助言又は勧告を行う。
	建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）	建築住宅課	（第10条）著しく保安上危険な建築物等の所有者等に対する勧告及び命令を行う。
さ	災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）	危機管理課	（第56条）避難のための立退きの準備、その他措置について、通知、勧告 （第59条）災害拡大防止のための設備、物件の除去、保安、その他の必要な措置の指示 （第60条）避難の指示、高所への移動、退避、待避、緊急安全確保措置の指示 （第63条）警戒区域の設定、立入り制限禁止、退去 （第76条-6)車輌の移動
し	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）	福祉課	特定障害児相談支援事業所の指定、指導監査
		保育支援課	市町村長は、家庭的保育事業等が市が定める基準に適合しないと認められるに至った旨を勧告し、その事業者が勧告に従わず、かつ児童福祉に有害であると認められる場合は、必要な改善を命ずることができる。（児童福祉法第三十四条の十七第四項）

	法律名	通報先	処分・勧告を行う権限を有する事務内容
	社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）	福祉課	社会福祉法人の監督
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）	福祉課	指定特定相談支援所の指定、指導監査
	浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）	下水道課	浄化槽清掃業許可に関すること。
	商店街振興組合法（昭和三十七年法律第百四十一号）	商工課	組合の業務又は会計が法令若しくは法令に基づいてする行政庁の処分又は定款若しくは規約に反する疑いがあった場合の検査
	消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）	生活安心課	販売事業者への立入検査・報告徴収・提出命令等の事務
	消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）	危機管理課	（第4の2）市長が火災予防のため、消防団員に立入、検査、質問をさせることができる
	振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）	環境課	（第９条） その届出をした者に対し、振動の防止の方法又は特定施設の使用の方法若しくは配置に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。 （第12条） 当該特定工場等を設置している者に対し、振動の防止の方法を改善し、又は特定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。 （第15条） 当該建設工事を施工する者に対し、振動の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。
す	水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）	危機管理課	（第15条の3）要配慮者利用施設避難確保計画の作成指示 （第29条）避難のための立退きの指示
そ	騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）	環境課	（第９条） その届出をした者に対し、騒音の防止の方法又は特定施設の使用の方法若しくは配置に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。 （第12条） 当該特定工場等を設置している者に対し、騒音の防止の方法を改善し、又は特定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。 （第15条） 当該建設工事を施工する者に対し、騒音の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。
た	大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）	危機管理課	（第28条）復興整備事業の実施に支障のあるときは、事業者へ設計の変更、その他措置の勧告
	大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）	危機管理課	（第23条）警戒宣言が発せられた場合に、地震防災応急対策の指示、物件の除去、保安、その他必要な措置等を指示、勧告、要請する

	法律名	通報先	処分・勧告を行う権限を有する事務内容
ち	中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）	商工課	・業務又は会計が法令や定款等に違反があると疑われる場合に行う検査 ・違反していた場合の命令（業務改善、解散、是正措置等）や認可取消
	中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）	商工課	・業務又は会計が法令や定款等に違反があると疑われる場合に行う検査 ・違反していた場合の命令（業務改善、解散、是正措置等）や認可取消
て	電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）	生活安心課	販売事業者への立入検査等の事務
と	道路法（昭和二十七年法律第百八十号）	すぐやる課	道路占用
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）	危機管理課	（第8条の2）要配慮者利用施設避難確保計画の作成指示
は	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号）	下水道課	一般廃棄物処理業許可（し尿・浄化槽汚泥）に関すること。
		環境課	一般廃棄物処理業許可の取消し 一般廃棄物処理業許可業者に対する事業停止処分
ほ	墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）	環境課	公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要があると認めるときは、墓地、納骨堂若しくは火葬場の施設の整備改善、又はその全部若しくは一部の使用の制限、若しくは禁止を命じ、許可を取り消すことができる
ま	マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）	建築住宅課	（第5条の2）マンションの管理の適正化を図るための勧告
	マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）	建築住宅課	（第97条）マンション建替事業の円滑な施行を図るための勧告